

殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|--|
| 1 件 名 | パンフレット増刷等業務 |
| 2 納 入 場 所 | 三重県桑名市長島町十日外面136 独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所 |
| 3 納 期 | 契約締結の翌日から令和7年7月18日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「印刷製本」の認定を受けていること。かつ、本店、支店又は営業所が岐阜県、愛知県、又は三重県に所在すること。 |
| 3 見積書等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)
なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3)見積書提出期限 | 令和7年6月20日 12:00 まで |
| 4)提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp |
| 5)質 問 書提出期限 | 令和7年6月16日 12:00 まで
※質問の回答については、翌日17:00までにHPに掲載します。 |
| 6)見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年6月23日 12:00 までとします。 |
| 7)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見積結果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

パンフレット増刷等業務 仕様書

第1節 総則

1. 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「パンフレット増刷等業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務内容

本業務は、次の業務を行うものである。

パンフレット印刷 1式

- ① データ修正
- ② 色校正
- ③ 印刷・製本(8,000 部)

3. 納入期限

契約締結の翌日から令和7年7月18日までとする。

4. 成果品

機構に成果物として納品するものは、次のとおりとする。

- (1) パンフレット 8,000部
- (2) パンフレット 修正データ(PowerPoint、PDF) 1式

5. 納入場所

納入場所は次のとおりとする。

三重県桑名市長島町十日外面136

独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所

6. 検査及び引渡し

5. 納入場所において、機構と受注者が双方立会のうえ本仕様書に基づき検査を行い、確認後引渡しを行うものとする。

7. 資料の貸与及び返却

(1) 本業務における貸与資料は次のとおりとする。

パンフレット原稿（PowerPoint データ）A4・12 ページ、修正箇所データ(PDF)

(2) 受注者は、本業務を実施するにあたり、(1)以外に資料が必要となった場合は、機構と協議するものとする。

(3) 貸与資料の引渡し場所及び引渡し時期

引き渡し場所 第1節 総則 5. 納入場所と同じ

引渡し時期 業務着手時

8. 著作権の譲渡等

- (1) 受注者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に機構に無償で譲渡するものとする。
- (2) 機構は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 機構は、成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、機構が当該著作物の利用目的実現のために、その内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。
また、機構は、成果物が著作物に該当しない場合においては、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

9. 契約変更

- (1) 仕様書に明記した内容が、機構の指示又は機構と受注者の協議により変更になった場合は、原則として契約変更の対象とする。
- (2) 受注者は、変更が生じた場合は速やかに変更にかかわる部分のみを記載した見積書を提出するものとする。

10. 疑義等

受注者は仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。

第2節 業務内容

1. パンフレット印刷・製本

機構が貸与する印刷用原稿を基に次のとおり作業を行うものとする。

- (1) データ修正
修正箇所データを基に修正すること。パンフレットの体裁を整え、見やすく編集すること。
- (2) 色校正
 - ① カラープリンタ色校正とし、色校正紙を出力し色味について機構の承諾を得るものとする。
 - ② 色校正回数は1回以上とし、提出部数は2部とする。
- (3) 刷版
刷版の種類は CTP 版(アルミ版)とする。
- (4) 印刷及び製本
印刷は平版オフセット印刷(枚葉印刷)とし、機構に承諾を得た色校正を使用するものとする。
なお、印刷及び製本の仕様は次のとおりとする。
 - ① 仕上寸法 A4 判

- ② 製 本 ページ物製本 中綴じ 針金2カ所
- ③ ページ数 A3×3 枚(A4 換算 12 ページ)
- ④ 用 紙 マットコート紙(菊判 62.5 kg)
(用紙はグリーン購入法適合品を用いるものとする)
- ⑤ 印刷部数 8,000 部

2. その他

(1) 乱丁等について

本業務において納入された印刷物に、乱丁、落丁、紙面の破損、変色等が見つかった場合は、引き渡し後であっても受注者の負担で適正なものと取り替えるものとする。

(2) 機密の保持

受注者は、業務上知り得た情報等を第三者に漏らしてはならない。

(3) 疑義

本仕様書に記載のない事項、若しくは、記載事項に疑義を生じた場合は、速やかに担当職員に申し出、協議を行うものとする。

以上



揖斐川・長良川総合管理所 概要



揖斐川・長良川総合管理所（長良川河口堰）
〒511-1146 三重県桑名市長島町十日外面136
TEL (0594)42-5012 FAX (0594)42-5020

長良導水管理所
〒511-1143 三重県桑名市長島町西外面1026
TEL (0594)42-5671 FAX (0594)42-5674

徳山ダム管理所
〒501-0815 岐阜県揖斐郡揖斐川町開田448
TEL (0585)52-2910 FAX (0585)52-2325

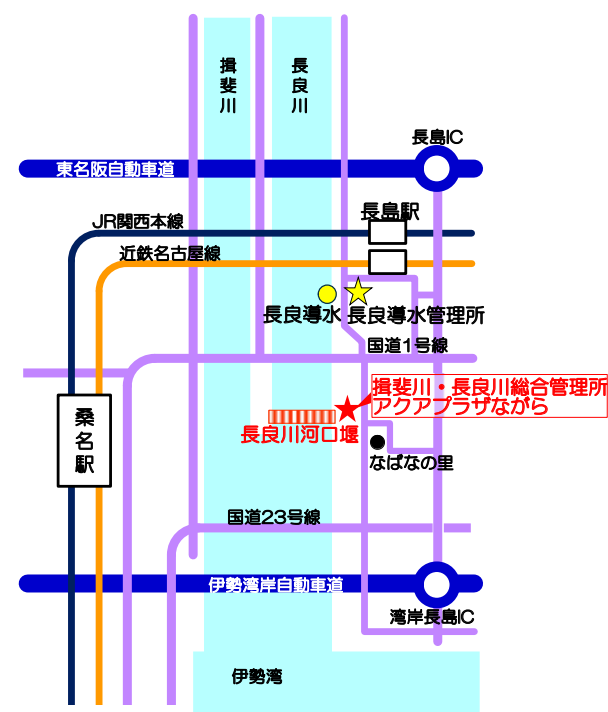
木曽川水系連絡導水路事業推進室（揖斐川町情報センター内）
〒501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方165番地10
TEL (0585)22-5216 FAX (0585)22-5217

揖斐川事務所
〒501-0614 岐阜県揖斐郡揖斐川町長良319-1
TEL (0585)22-4711 FAX (0585)22-4713

<https://www.water.go.jp/chubu/ibinagara/index.html>
E-mail : jwa_ibinagara@water.go.jp

修正箇所：TEL及びFAX番号

TEL (0585) 22-6711
FAX (0585) 22-6714



総合的に優れた水のプロ集団として
利水者・国民のニーズにこたえるために、
次の取組を継続的に実施します。

- ・ライフサイクルコストの観点を含めた
業務の効率化、省力化、コスト縮減
- ・円滑な事業実施のための関係機関との連携
- ・環境保全への配慮
- ・ライフライン確保の観点からの危機管理、
防災時における弾力的・機動的な対応
- ・水源地域等の保全・活性化

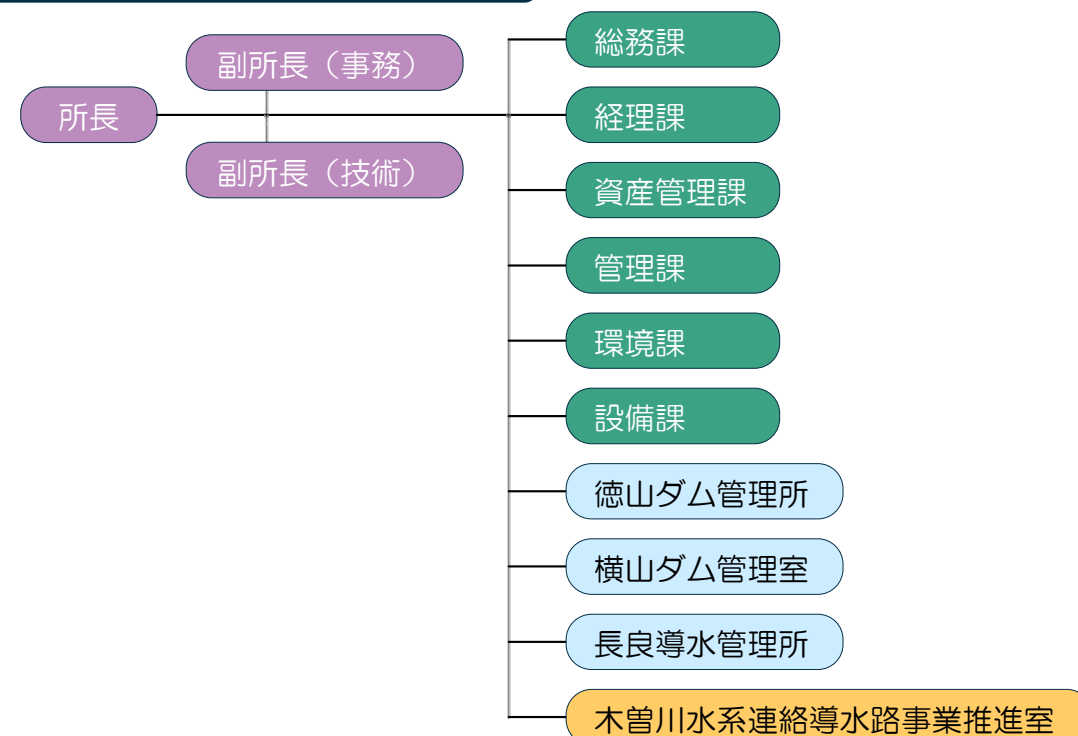


揖斐川・長良川総合管理所

■ 揖斐川・長良川総合管理所の沿革

平成 7 年	長良川河口堰管理開始
平成 10 年	長良導水管理開始
平成 20 年	徳山ダム管理開始
令和 7 年	揖斐川・長良川総合管理所発足

揖斐川・長良川総合管理所の構成



目次

流域の概要	3
徳山ダム	5
木曽川水系連絡導水路	7
長良川河口堰・長良導水	9



徳山ダム



木曽川水系連絡導水路（取水工付近(揖斐川)）



長良導水取水口



長良川河口堰

流域の概要

■ 揖斐川・長良川流域の概要

木曽川水系は、長野県木曽郡木祖村の鉢盛山を源とする木曽川と、岐阜県郡上市の大日ヶ岳を源とする長良川、岐阜県揖斐郡揖斐川町の冠山を源とする揖斐川の3河川を幹川とし、山地では峡谷をなし、それぞれ濃尾平野を南流し、我が国最大規模の海拔ゼロメートル地帯を貫き、伊勢湾に注ぐ、流域面積9,100km²の我が国でも有数の大河川です。地域では、これら3河川を木曽三川と呼んでいます。



揖斐川の源流(冠山)



長良川の源流(大日ヶ岳)

揖斐川は、岐阜県揖斐郡揖斐川町から山間渓谷を流下して、濃尾平野に入った後、大垣市の東側を南下し、長良川と背割堤を挟んで並行して流れ、三重県桑名市で長良川と合流して伊勢湾に注ぎます。



揖斐関ヶ原養老国定公園



大垣市東側(揖斐大橋付近)



揖斐川・長良川合流(桑名市)

長良川は、岐阜県郡上市より南東に流下し、濃尾平野に入った後は岐阜市内を貫流・南下し、木曽川及び揖斐川と背割堤を挟んで並行して流れ、三重県桑名市で揖斐川に合流します。



岐阜市内(忠節橋付近)



長良川の瀬張り網漁(岐阜市)



背割堤(木曽三川公園付近)

木曽川は、長野県にある木曽谷と呼ばれる渓谷を源流域として、中山道沿いに南南西に下り、濃尾平野に入った後は、北派川、南派川に分派した後、再び合流し、一宮市の西側を南下して、長良川と背割堤を挟んで並行して流れ、伊勢湾に注ぎます。

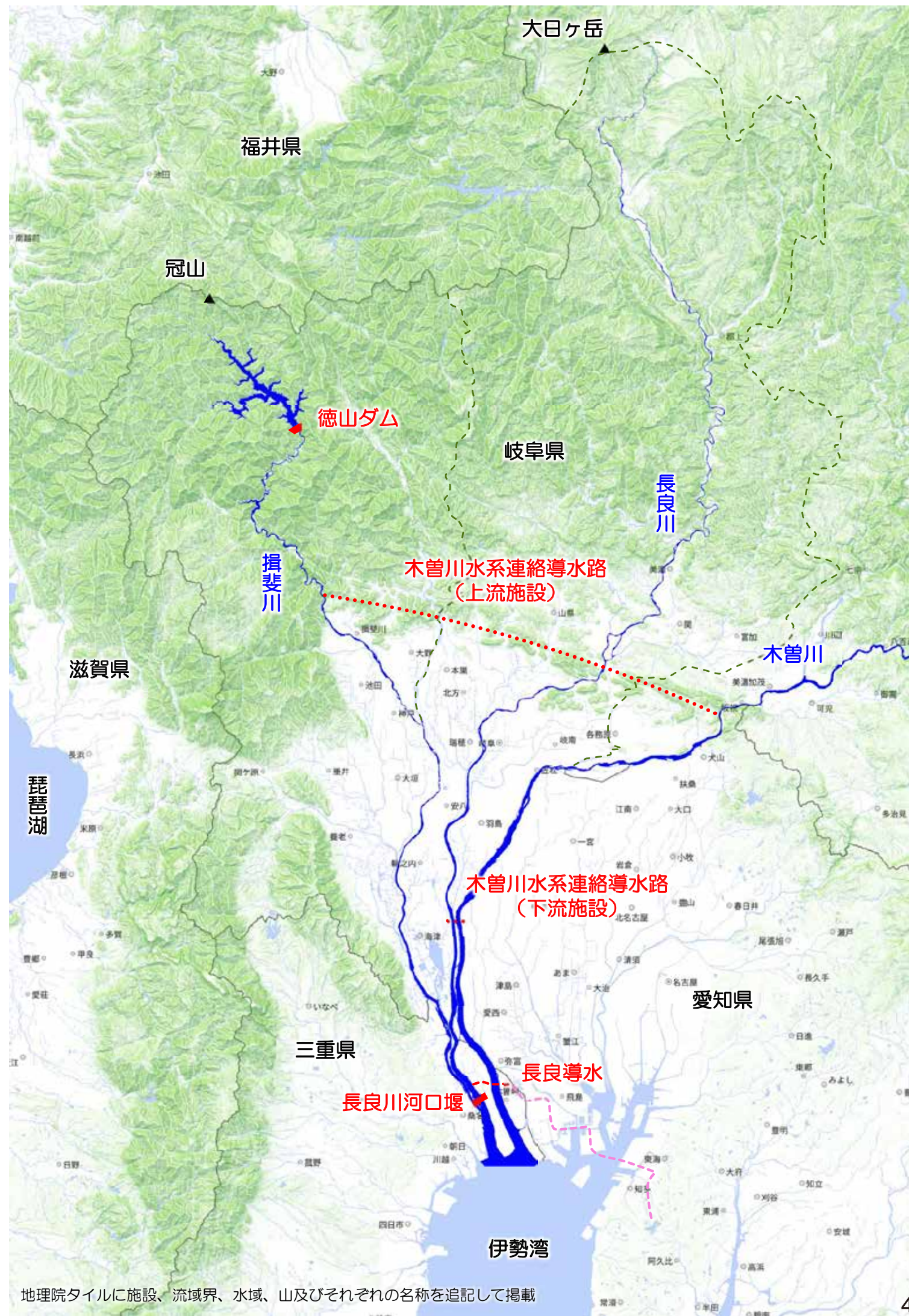


飛騨木曽川国定公園



犬山頭首工付近(犬山市)

参考文献：中部地方整備局「木曽川水系河川整備計画(令和2年3月変更)」



徳山ダム

洪水調整

ダム地点の計画高水流量1,920m³/s※の全量の洪水調節を行い、横山ダムと合わせてダム下流域の洪水被害の軽減を図ります。
※100年に1回の確率で発生する可能性のある最大流量



流水の正常な機能の維持

河川の流量が不足しているときにダムから貯留水を補給することによって、揖斐川沿川の既得用水が安定して取水できるようにするとともに、河川環境の維持・保全を図ります。
また、徳山ダム下流にある横山ダムの洪水調節機能を強化するため、横山ダムのかんがい用途を徳山ダムに振り替え、沿川のかんがい用水の補給を行います。
更に、渇水に強い木曽川水系とするため、異常渇水時に緊急水を木曽三川に補給できるようにします。



新規利水

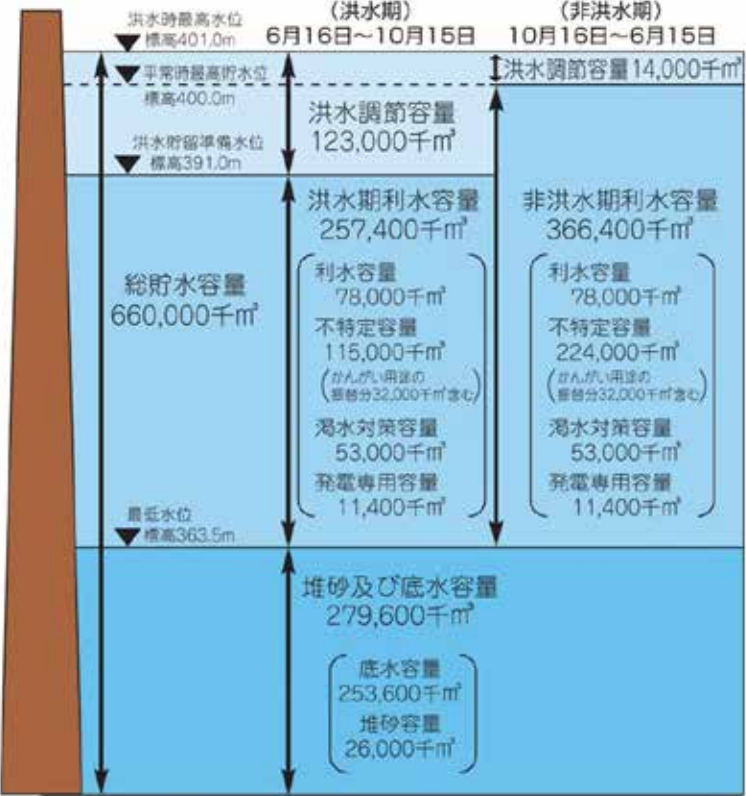
徳山ダムの貯留水を利用して新たに、岐阜県、愛知県及び名古屋市の水道用水として最大4.5m³/s、岐阜県及び名古屋市の工業用水として最大2.1m³/sを取水できるようにします。

発電

徳山ダム直下流の徳山水力発電所において、最大出力164,000kWの発電を行います。



貯水池容量配分図

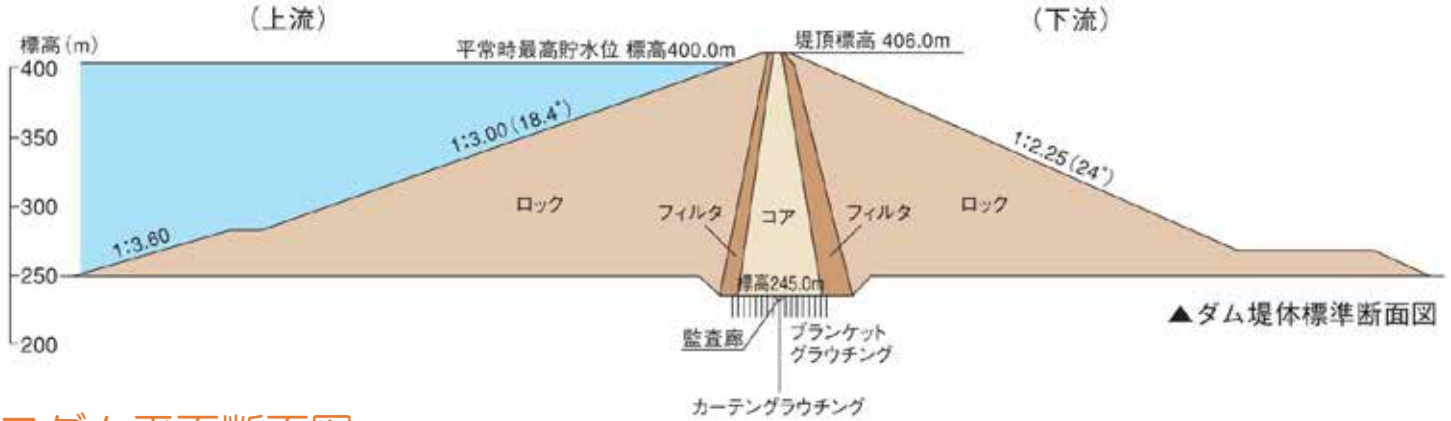


河川名	木曽川水系揖斐川
位置	左岸 岐阜県揖斐郡揖斐川町徳山、東杉原 右岸 岐阜県揖斐郡揖斐川町開田、鶴見
型式	中央遮水壁型ロックフィルダム
堤高・堤頂長	161m・427.1m
堤体積	約13,700千m ³ (日本一)
総貯水容量	660,000千m ³ (日本一)
湛水面積	約13km ²
ゲート	ラジアルゲート×4門 オリフィスラジアルゲート×2門
本体着工	2000年 (平成12年)
管理開始	2008年 (平成20年)

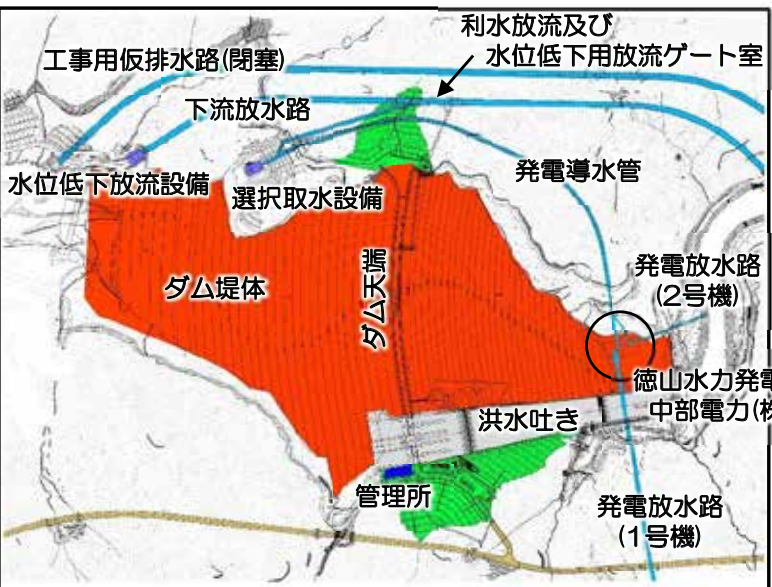
トピックス

徳山ダムの堤体積 (約13,700千m³) は日本第1位、総貯水容量 (660,000千m³) は日本第1位で浜名湖の約2倍です。また、湛水面積 (約13km²) は諏訪湖とほぼ同じです。

ダム堤体標準断面図



ダム平面断面図



横山ダム管理受託

令和6年4月から横山ダムの管理運営を水資源機構が、国土交通省からの委託を受けて実施しています。
徳山ダムと一体的に管理することで、「揖斐の防人、濃尾の水瓶」としてより効果的な運用に努めてまいります。



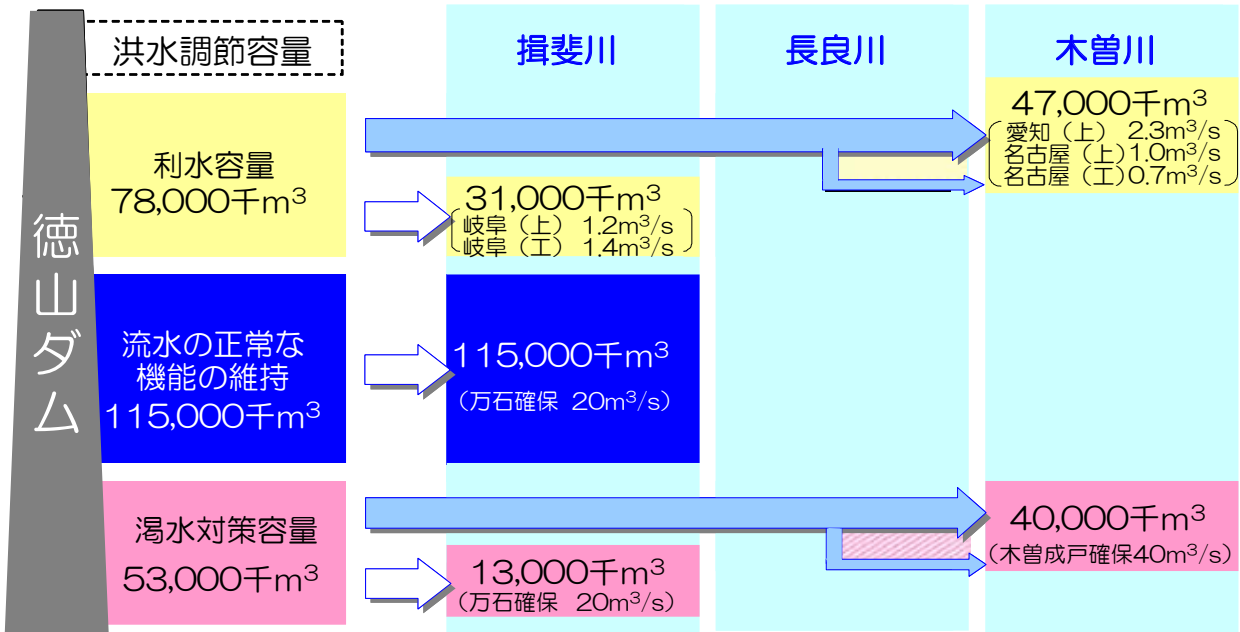
木曽川水系連絡導水路

■流水の正常な維持（異常渇水時※の緊急水の補給）

木曽川水系の異常渇水時※において、徳山ダムに確保された渇水対策容量の内の40,000千m³の水を木曽川及び長良川に導水することにより、木曽成戸地点で約40m³/sを確保し、河川環境の改善を図ります。
※異常渇水時・・・10年に1回程度発生する規模の渇水より厳しい渇水、具体的には各ダムに確保された流水の正常な機能の維持のための水が無くなってしまう時。

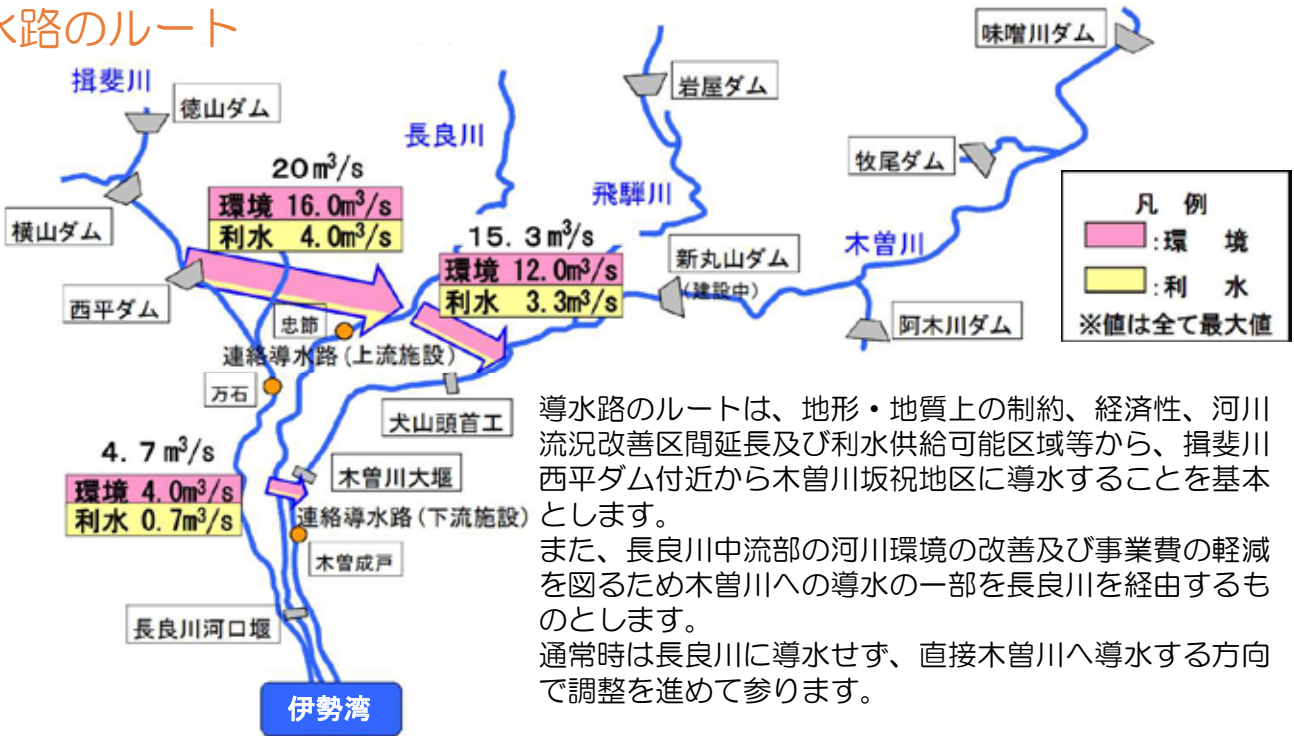
■水道用水及び工業用水の供給

徳山ダムで開発した愛知県及び名古屋市の都市用水を最大4m³/s導水することにより、木曽川で取水できるようにします。



場所	【上流施設】取水工：岐阜県揖斐郡揖斐川町（揖斐川） 放水工：岐阜県岐阜市（長良川）、岐阜県加茂郡坂祝町（木曽川） 【下流施設】岐阜県羽島市・海津市（長良川・木曽川）
諸元	【上流施設】延長約43km、最大通水量20.0～15.3m ³ /s、主構造：トンネル 【下流施設】延長約 1km、最大通水量 4.7m ³ /s、主構造：パイプライン
事業費	約2,270億円
工期	令和18年度までの予定【調査・設計・用地補償に3年・工事に9年の計12年間】

■導水路のルート

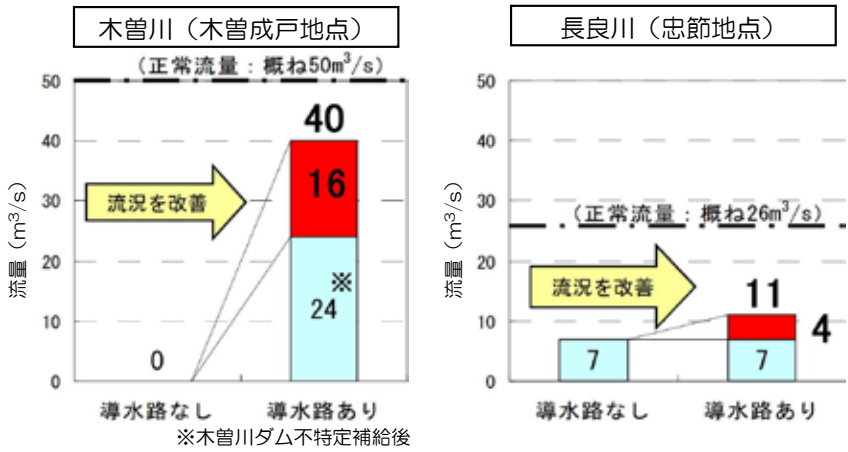


導水路のルートは、地形・地質上の制約、経済性、河川流況改善区間延長及び利水供給可能区域等から、揖斐川西平ダム付近から木曽川坂祝地区に導水することを基本とします。
また、長良川中流部の河川環境の改善及び事業費の軽減を図るため木曽川への導水の一部を長良川を経由するものとします。
通常時は長良川に導水せず、直接木曽川へ導水する方向で調整を進めて参ります。

■木曽川水系連絡導水路事業の効果

1. 異常渇水時の河川環境の改善

異常渇水時の維持流量を確保することにより、河川環境の改善を図るとともに、既得用水の取水の安定化に寄与します。



H6年渇水時（流量ほぼ0m³/s）



通常時（流量約50m³/s）

2. 木曽川水系連絡導水路による利水供給区域



H6年渇水時（給水車による給水）

3. 渇水被害の軽減

異常渇水による甚大な渇水被害の最小化を図るため、既存の水資源開発施設や木曽川水系連絡導水路等を最大限に活用する水系全体の総合運用について、関係機関と調整しその実施に努めることとしています。

木曽川上流ダム群の枯渇状況

H6年(戦後最大)規模の渇水を対象にシミュレーションした結果



平成6年8月1日

平成6年8月16日

参考文献：中部地方整備局「木曽川水系河川整備計画(令和2年3月変更)」

木曽川用水	断水の恐れがある取水制限日数	ダム枯渇日数
導水路整備前	81日	36日
導水路整備後	45日	28日
水系総合運用	3日	回避

愛知用水・東総用水	断水の恐れがある取水制限日数	ダム枯渇日数
導水路整備前	56日	36日間
導水路整備後	38日	28日間
水系総合運用	18日	回避

長良川河口堰・長良導水

長良川河口堰

- 治水
長良川河口堰の設置によって、塩水の浸入を防止することにより、しゅんせつを可能とし、洪水を安全に流下させます。
- 利水
河口堰の上流を淡水化し、愛知県、三重県及び名古屋市の水道用水、工業用水として最大22.5m³/sの取水を可能とします。

河川名	木曽川水系長良川
位置	左岸：三重県桑名市長島町十日外面 右岸：三重県桑名市福島
型式	可動堰
総延長	661m
可動部分	555m
ゲート	シェル構造二段式ローラゲート
本体着工	1988年（昭和63年）
運用開始	1995年（平成 7年）



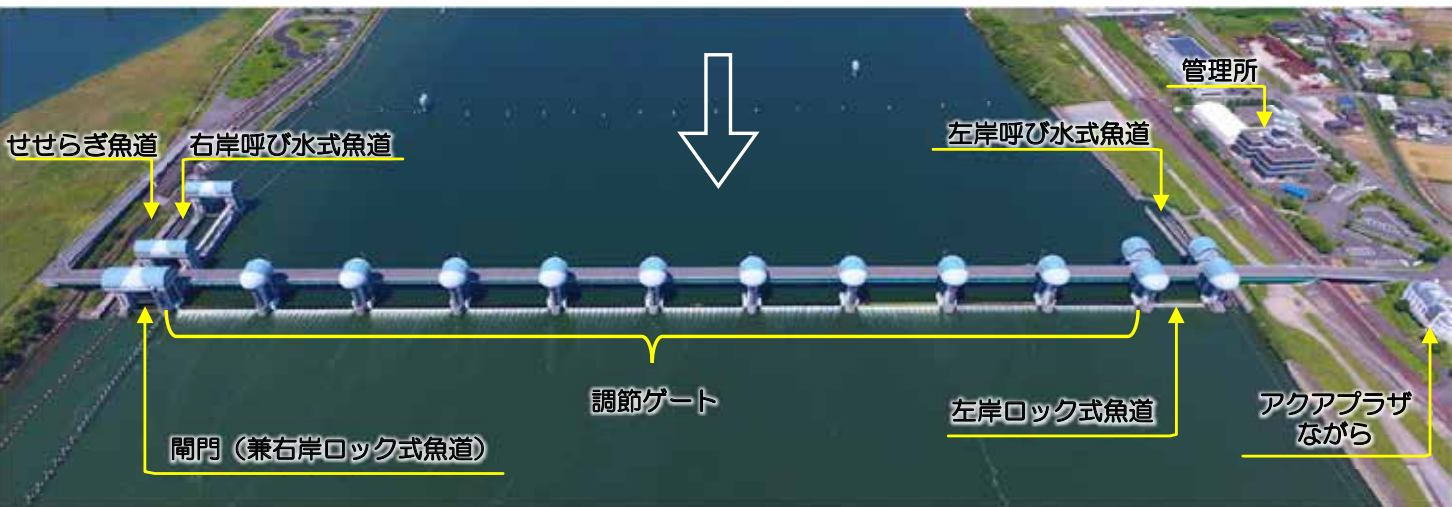
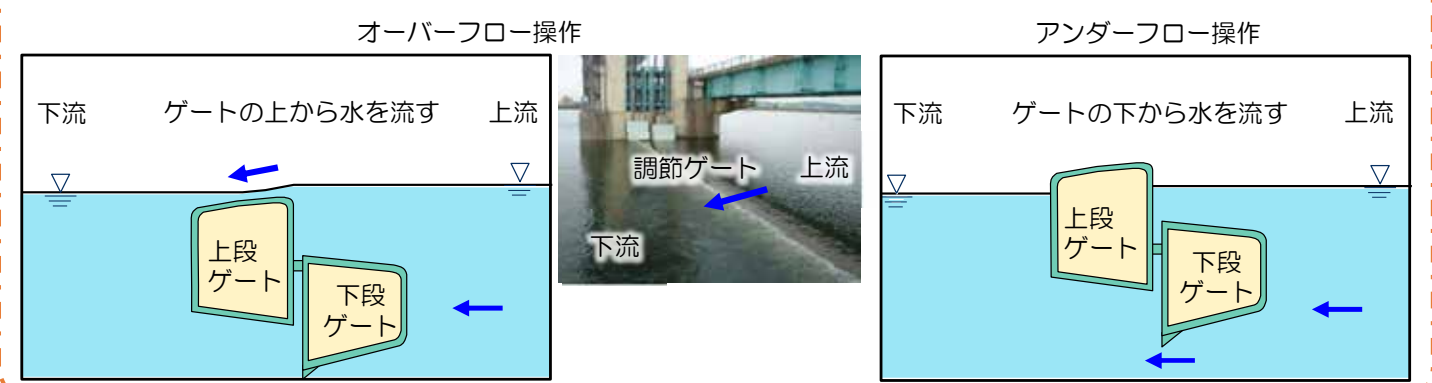
長良導水

- 新規利水（水道用水）
長良導水は、長良川河口堰により利用可能となった長良川の流水のうち、最大2.86m³/sの水を取水し愛知県知多半島地域（4市5町）の水道用水として、愛知県弥富ポンプ場まで導水しています。なお、愛知県弥富ポンプ場から知多浄水場までの導水施設は愛知県が建設し管理を行っています。

河川名	木曽川水系長良川
取水地点	三重県桑名市長島町西外面（長良川左岸）
取水施設	取水口、取付暗渠 外 1式 最大取水量毎秒：2.86m³
導水施設	導水路（水機構管理：約5km） （愛知県管理：約29km）
供給先	愛知県
事業着手	1993年（平成 5年）
運用開始	1998年（平成10年）

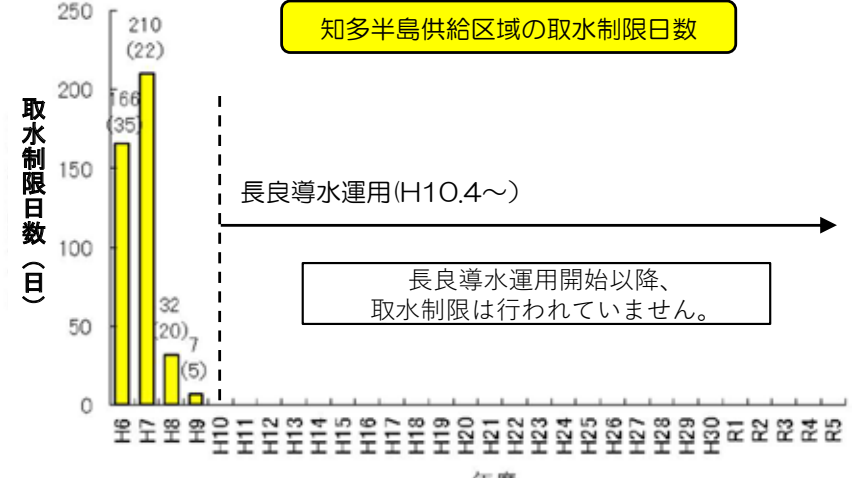
■こだわり技術

長良川河口堰は環境に配慮して、全てのゲートはシェル構造※二段式ローラゲートを採用しており、オーバーフロー、アンダーフローのきめ細かな操作が可能です。



■トピックス

知多半島地域（約45万人）においては、平成9年度までは、木曽川を水源とする水道用水が供給されていましたが、渇水による取水制限が頻繁に発生していました。平成10年4月から長良導水の運用開始により、長良川河口堰で開発された長良川の水が送られるようになった以降は、取水制限は行われておらず安定的な水道用水の供給が可能となりました。また、平成17年の渇水時には愛知用水の給水区域（約32万人）に対して補給追加を行いました。



FAX: 0594-42-5020

(独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課あて)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年6月10日に交付されたパンフレット増刷等業務の見積依頼書等
を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{ 者 } = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{ 者 } = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。